金融機能強化法改正案の論点

2008年10月29日 民主党

政府から提出された金融機能強化法案については、民主党がまとめた金融危機対策(10月15日正式決定)に呼応するものであるが、民主党の考え方と異なる部分がある。何より税金を一部の民間企業に投入する以上、国民の理解が不可欠であり、政府案はそうした観点から問題を含んだ内容となっている。

政府案は以下の多くの論点を含んでおり、今後、これらの点に関する委員会審議の状況、 政府・与党のスタンスを見極めたうえで、民主党として適切な対応を図りたい。

- 1. 法案の目的である中小企業に対する金融の円滑化を確実に達成するため、公的資金を申請する金融機関が「具体的な中小企業融資計画」を提出することが必要である。これによって、当該公的資金が中小企業融資に実際に充当されることを担保する。また、法案に規定する事項以外に、利払いが正常に行われている債権については、融資条件の変更等があった場合でも査定区分を維持するように変更するなど「金融検査マニュアル」の適切な見直し等所要の措置を確実に行うことに関して、政府が確約することが必要である。
- 2. 今回の金融危機により経営が不安定となった他の金融機関と比べ、過去の経営方針等の個別事由によって著しく経営が悪化した金融機関に公的資金を投入する場合には、当該金融機関の経営責任の明確化が必要である。
- 3. 農林中央金庫に公的資金を投入する場合には、主務大臣の決定のほか、改めて国会の 議決を必要とすべきである。また、その際には、歴代農林水産省事務次官が継続的に就 任している理事長の処遇(給与、賞与等)情報の開示を前提とする。また農林中央金庫 及び傘下系統金融機関の政治的中立性を担保することが必要である。
- 4. 農林中央金庫に投入された公的資金が、同金庫から傘下系統金融機関(信連、単位農協 〈JA バンク〉)に資金的な経営支援が行われる場合、税金の使い方の透明性確保、地方銀行など他の金融機関との公平性確保等の観点から、支援対象機関の個別名を開示することを求める(当該公的資金が直接充当されないケースも含む)。
- 5. 他の協同組織中央機関に公的資金を投入する場合についても、上記4と同様の対応が 必要である。
- 6. 地方公共団体が支配株主となっている金融機関については、本法の対象としないこと を明確にすることが必要である。